川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の 一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例(平成27年川崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね5,500人を超え7,500人以下の場合にあっては前項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから1人、おおむね7,500人を超える場合にあっては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから2人を加えた員数とする。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

地域包括支援センターに置くべき職員の員数を改めるため、この条例を制定 するものである。